

市・県民税の申告は、正しくお早めに  
申告の受け付けは、3月15日(月)まで

税務課(内線531〜534)

■市・県民税の申告日程

○受付時間 9:00~11:00、13:00~16:00

本庁地区

期 日	地 区	会 場
3月8日(月)	下吾川(新川、鳥ノ木団地除く)	伊予市 市民会館
9日(火)	新川、鳥ノ木団地	
10日(水)	米湊A-1(本郷上、本郷西、本郷中、本郷下、七反)	
11日(木)	米湊A-2・B・C(西野1~3部、米湊団地、東安広、桜町1・2部、栄町A~D、仲之町、南旭町、旭町1・2部、安広団地)	
12日(金)	灘町・湊町	
13日(土)	上吾川	

中山地区

期 日	地 区	会 場
3月1日(月)	上長沢、長沢団地、下長沢、泉町1~4、福元、高岡、柚之木	中山地区 公民館 (保健 センター 講義室)
2日(火)	重藤、永木、福住、梅原、添賀、平村	
3日(水)	豊岡1・2、東町、門前、坪井、小池、大矢、野中	
4日(木)	影之浦、栃谷、日南登、漆、福岡、平沢、栗田2・3	
5日(金)	榎峠、竹之内、日浦、影浦、障子ヶ谷、坪之内、村中、山口、中替地、柿谷、安別当、梅之木、源氏、赤海、犬寄	

双海地区

期 日	地 区	会 場
3月1日(月)	奥西、奥東、池ノ久保、本村、松尾、富貴、満野空、満野浜	下灘 コミュニ ティセン ター
2日(火)	本谷、石久保、関住、富岡、日喰、上浜、下浜	
3日(水)	高野川、小網、城ノ下、灘町	ふたみ 基幹集落 センター
4日(木)	両谷、久保、三島、岡、日尾野、粒野、東峰、高見、犬寄、大栄、奥大栄	
5日(金)	本郷、塩屋、唐崎、及び双海全域	

市内全域(本庁・中山・双海地区)

期 日	地 区	会 場
14日(日)	市内全域(本庁・中山・双海)	伊予市 市民会館
15日(月)	市内全域(本庁・中山・双海)	

※申告書は、郵便で提出することもできます。

先月号の広報いよしと一緒に配布した「平成22年度分市民税・県民税申告説明書」を参考にしてください。

■申告に必要なもの

- ① 印鑑(認印可)
- ② 筆記用具、電卓
- ③ 所得金額を証明する書類(源泉

市・県民税の申告は、平成22年度分の市・県民税、国民健康保険税等を計算するための大切な資料となります。期限内(3月15日(月)まで)に正しく申告をしてください。

徴収票

- ④ 事業(農業含む)所得・不動産所得を申告する場合、収入・必要経費が分かる書類(収支内訳書)
- ⑤ 収入・経費を必ず計算しておいてください。
- ⑥ 医療費控除を受ける場合は、医療費の領収書
- ※事前に集計しておいてください。
- ⑦ 保険料等の支払証明書
- ※国民年金保険料については、「社会保

除料(国民年金保険料)控除証明書」が必要で。  
⑧ 本人名義の金融機関・口座番号が分かるもの  
※所得税確定申告で、還付が発生した場合に必要です。

■今回の主な改正点など

- 森林環境税の拡充・継続
- 平成22年度から課税期間を5年間延長することも、税額が年

平成11年から18年までに入居し、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除がある方に加え、平成21年から25年に入居した方も、住民税の住宅ローン控除を受けられることになりました。

額500円から700円に変更されます。  
○新しい住民税の住宅ローン控除が始まります。

## 障害者控除対象者認定書の交付について

福祉課（内線553・556）

身体障害者手帳を持っていないく

ても、満65歳以上で介護認定（要介護1以上）を受けている方は、税法上の障害者控除を受けることができます（一定要件あり）。控除が受けられる方には、「障害者控除対象者認定書」を交付しますが、そのためには、福祉課で申請をする必要

があります。

### ■申請方法

福祉課に障害者控除認定申請書と介護保険証の写しを提出してください。申請書は、福祉課窓口でお渡しします。審査後、控除が受けられる方には、障害者控除対象者認定書を後日送付します。

## 意見公募手続制度による意見を求めます

福祉課（内線538）

市では、次の1件について、伊予市意見公募手続条例に基づき、市民の皆さんからの意見を募集

します。

### ■政策等の名称

①伊予市次世代育成支援行動計画（後期）（案）

### ■閲覧場所

- 市政情報コーナー
- ・市役所1階ロビー
- ・中山地域事務所
- ・双海地域事務所

※伊予市ホームページ（<http://www.city.iyo.lg.jp>）

## 母子家庭自立支援給付金事業の利用について

福祉課（内線538）

母子家庭の母の経済的自立を支援する制度がありますのでご利用ください。

### 母子家庭高等技能訓練促進費

専門的な資格取得のために養成機関に修業する場合に、訓練促進費を支給します。

【対象資格】看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士など

### 母子家庭自立支援教育訓練給付

就業のために特別な知識・技能の習得、又は、資格の取得を目指す方に教育訓練費を支給します。

【対象講座】雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座など

※申請書を提出する前に事前相談が必ず要です。また、対象者の要件もありますので、事前に福祉課にご連絡ください。

## 臨時保育士の登録を受け付けます

福祉課（内線538）

■賃金 日額7,070円

■雇用期間 6か月（6か月の更新をする場合があります）

■勤務時間 8時30分～17時15分（勤務場所のシフトにより、変更があります）

■勤務場所 保育所、子育て支援センター

■登録資格 保育士免許を有する方

■受付期間 随時受け付けます

■応募方法 市販の履歴書に必要事項を記入の上、保育士免許（写し）を添付し、提出してください。

■採用 必要に応じて登録者に連絡し、書類及び面接による選考を行い、採用を決定します。

■提出先 福祉課（〒799-3193、伊予市米湊820番地）

**引越しによる水道の使用開始・休止、名義変更など  
水道の届け出をお忘れなく**

水道課（内線712・724）

次の場合には、水道課への届け出が必要です。（印鑑不要）

- 水道の使用を開始するとき（引越など）
- 水道の使用を休止するとき  
届け出をしないと、水道を使用

しなくても料金が掛かり続けま  
す。

- 水道の使用者（名義）を変える  
とき
- ※アパートやマンションによっては、  
届け出が不要場合があります。  
※電話での受け付けはできません。

**入社・退職など異動をした方へ  
国民健康保険の届け出はお済みですか**

健康保険課（内線545）

健康保険は、自動的に切り替わ  
ると思っていませんか？

会社に入社して健康保険に加  
入し、国民健康保険をやめる場  
合、また、退職して国民健康保  
険に加入する場合は、市役所に届  
け出をしなければなりません。

会社の健康保険などでは、職場  
で手続きをとってくれますが、国  
民健康保険の場合、皆さんの責任  
で14日以内に届け出をする必要  
があります。

届け出が遅れた場合は、退職時

にさかのぼって保険税がかかり、  
また、その間の医療費は、全額自  
己負担となりますのでご注意ください。

※60歳以上65歳未満の方は、「退職者医  
療制度」に該当する場合があります。  
手続きの際には、「年金証書」を持参  
してください。

**3月議会**

**傍聴してみませんか！**

本会議は原則として公開されていますので、  
どなたでも傍聴できます。

**3月市議会定例会の日程**

月	日	内	容
2	25(木)	本会議	所信表明・議案上程・提案理由の説明
	1(月)	〃	1.議案質疑、委員会付託 2.陳情委員会付託
	4(木)	〃	一般質問
	5(金)	〃	〃
	8(月)	委員会	常任委員会(総務委員会)
	9(火)	〃	〃
3	10(水)	〃	常任委員会(民生文教委員会)
	11(木)	〃	〃
	12(金)	〃	常任委員会(産業建設委員会)
	15(月)	〃	〃
	16(火)	〃	〃
	19(金)	本会議	各常任委員長報告(質疑・討論・表決) その他(閉会)

■問い合わせ 議会事務局(内線606・607)

**ホット ステップ 消費者カ**

**「消費者ホットライン」が始まりました！**

消費者ホットラインは、消費生活における疑問やトラブルに直面したときに、消費生活相談窓口にアクセスできる制度です。

**■消費者ホットライン**  
まもろうよ みんなを  
**☎0570-064-370**

音声案内に従って郵便番号を入力すると市の相談電話、又は、県の消費生活センター(選択制)につながります。

時間外や、土・日曜日、祝日は、独立行政法人国民生活センターに接続されます。

※伊予市では、代表電話や下記の消費者相談専用電話が従来どおりご利用いただけます。

**消費者相談窓口(産業経済課)**  
専用電話 ☎982-1289

「ご存じですか？年金の手続き  
知らずに損していませんか」

健康保険課（内線547）

任意加入制度について

年金は、受給資格を満たしていないからもらえない…と思っていられる方はいませんか？

60歳になると国民年金へ加入する資格を失います。ただし、老齢基礎年金の受給資格を満たしていない方や満額受給期間(480月)を希望する方は、国民年金に任意で加入すること(任意加入)ができます。

また、65歳に達しても受給資格の足りない方が70歳になるまでの期間で、受給資格を満たせる場合は、任意加入の期間を延長することができます。(ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方)

なお、任意加入については、手続きした日から加入することとなり、保険料を納めないとい資格を失つこととなります。

付加年金制度について

将来、年金を受給するときに高い給付を受けたい…と思われる方には、付加年金をおススメします。

付加年金とは、第1号被保険者・任意加入被保険者が定額保険料に付加保険料をプラスして納付すると、老齢基礎年金に付加年金を上乗せして受給できる制度です。

付加保険料は、月額400円です。付加年金の受給年額は、200円×付加保険料納付月数です。

【例えば】

○付加保険料を10年間納付した場合

《付加保険料》400円×10年(120月)  
＝48,000円  
《付加年金額》200円×10年(120月)  
＝24,000円(年額)

なお、付加年金は任意加入であり、納付期限を過ぎると納付できません。また、国民年金基金に加入の方は、付加年金に加入することはできないなどの要件がありますので、詳しくは、日本年金機構松山西年金事務所(☎925-15105)へお問い合わせください。

水道の休日当直当番業者

◆土・日曜日、祝日の上水道、簡易水道、条例水道の緊急業務(簡易な修理は除く。)は、次の当直水道指定工事業者にご相談ください。

月	日	指定工事業者	電 話
3	6(土)	(有)協和設備工業 上吾川	983-4185
	7(日)	(有)栄電機設備 中山	967-1318
	13(土)	(株)伊予設備 米 湊	983-4613
	14(日)	岩井水道工業所 大 平	983-3066
	20(土)	藤岡工業(株) 上 灘	986-0350
	21(日)	(有)二宮水道工業 下吾川	983-2819
	22(月)	未来設備 尾 崎	983-5282
	27(土)	功栄設備 中 村	982-5888
4	28(日)	(有)升田金物店 出 湊	967-0067
	3(土)	(有)ハヤタ設備工業 上吾川	983-0398
	4(日)	西岡建材(株) 下吾川	983-1598

※業者への依頼は、8:00~17:00の時間帯にお願いします。  
※水道メーターから宅地側の修理は、個人負担となります。

＝ 市内の交通事故状況 ＝

(1月末日現在)

	1月	累計	前年比
発 生	19件	19件	+ 6 件
死 者	1人	1人	+ 1 人
傷 者	24人	24人	+ 3 人

シートベルトを正しく着用しましょう！

＝ 市内の街頭犯罪等発生状況 ＝

(1月末日現在)

	1月	累計	前年比
侵 入 盗	7件	7件	+ 7件
自 動 車 盗	0件	0件	± 0件
オートバイ盗	1件	1件	+ 1件
自 転 車 盗	3件	3件	- 4件
車上ねらい	5件	5件	+ 3件

安全は 一人ひとりの 意識から  
安心は 人のつながり 地域から

皆さんの安心のため、消防は24時間活動しています。  
「消えるまで ゆっくり火の元にらめっ子」

伊予消防署 ☎982-0657

今年も、「春の火災予防運動」が3月1日(月)から7日(日)までの1週間、全国一斉に実施されます。

火災予防運動の期間中は、それぞれの地域や職場で消火・通報・避難訓練等の行事が予定されています。皆さんも積極的に参加し、119番通報や消火器の使い方など、防災の意識を高めましょう。

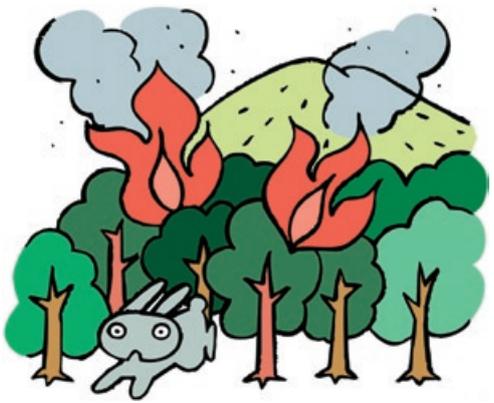
**林野火災の防止**

これからは暖かくなり、屋外で活動する機会が多くなります。林野火災は、出火場所が集落から離れており、発見・通報が遅れるうえに、道路事情が悪いこともあり、ひとたび火災が発生すると大きな被害をもたらす恐れがあります。

**【林野火災を未然に防ぐための**

**注意点**

- 枯れ草などのある場所で、たき火をしない。
- 風の強いとき、空気が乾燥しているときは、火気の使用を控える。



- たき火などの火が残っているときは、その場を離れない。離れるときには、完全に火を消す。
- 喫煙は指定された場所で行い、吸い殻は必ず消すとともに、投げ捨てはしない。
- 集め焼きや火入れなどを行うときは、事前に消防署へ届け出をする。



**『サイレンの音はなぜ大きいのか?』**

消防車や救急車は、出動するときにとっても大きな音でサイレンを鳴らして走行しています。

法律では、「サイレンの音の大きさは、その自動車の前方20mの位置で、90dB以上120dB以下であること」と定められています。

つまり、周りによく聞こえて、みんなが分かるような大きさの音を鳴らしているのです。

**『サイレンを鳴らさないで』と**

**救急車を要請することは**

**できません**

救急車を要請する場合に、よく通報者から「サイレンを鳴らさないで来てほしい」と言われます。救急車は安全、迅速に傷病者を搬送するために緊急車両に指定され、赤色灯の点灯、サイレンを鳴らしての走行が義務付けられています。

**■伊予市管内の火災と救急出場件数(1月末日現在)**

種別	1月分			累計		
	本庁	中山	双海	本庁	中山	双海
火災 件数	0	0	0	0	0	0
	0			0		
	0			0		
救急出場 件数	104	160	22	104	34	22
	34					
	22					

**火災・救急 → 119**

**火災 救急病院 案内 982-5959**

そのため、これらの義務を果たさなければ緊急車両として認められないということを、皆さんに分かっていただきたいと思います。

スムーズな救急業務ができるように、ご理解とご協力をお願いします。

